

中国民事執行制度の意義と課題（1）

——日本法との比較考察——

張 悦*

目 次

はじめに

I. 中国における民事執行制度の概略

1. 民事執行制度の沿革
2. 現行民事執行制度の法規構成と法体系

II. 執行手続の一般規定

1. 執行手続の主体
2. 執行根拠と執行管轄
3. 執行の対象

III. 執行手続の開始と進行

1. 執行手続の開始
2. 執行の中止・終結
3. 執行和解
4. 執行猶予
5. 執行救済
6. 執行妨害に対する強制措置

(以上、本号)

IV. 金銭債権の執行

V. 非金銭債権の執行

VI. 担保権の実現

VII. 日本の民事執行制度との比較考察

おわりに

はじめに

中国には、現在、独立した民事執行法はない。民事執行についての定めは、民事訴訟法の執行編において規律されている。しかし、執行編に置か

* ちょう・えつ 立命館大学大学院法学研究科博士課程後期課程

れている規定の数はたった34条と少なく、実務のニーズを満足できない状態が続いてきた。最高人民法院は、このような法の欠缺を補うべく、民事執行に関する司法解釈¹⁾を次々に公表してきた。例えば、「『中華人民共和国民事訴訟法』の適用における若干の問題に対する意見」、「最高人民法院の人民法院執行手続の若干の問題に対する規定（試行）」、「中華人民共和国民事訴訟法執行手続についての若干問題に関する解釈」等である。

中国における強制執行についての立法は、唐時代からすでに存在していたが、清時代までに、自力救済から公力救済へ、また人的執行から物的執行への転換をおおむね実現している²⁾。清末期の法律改革においては、清政府は、日本の法律専門家の松岡義正を顧問に迎え、中国の最初の独立した民事執行法（草案）を起草した。中華民国時期には、ドイツ・日本などの民事執行制度を参考にしながら、中国の法伝統をも考慮して作られた独立した民事執行法が施行された。中華人民共和国成立以降の民事執行制度は、1930年代以降の中国大陸各地の執行経験・内部規則・法習慣を継受しながら、旧ソ連・日本・ドイツ・台湾の法影響を受けて制定されたものである³⁾。

近年、中国では、市場経済の急速な発展にともない、債権・債務に関する紛争がますます増えている。それゆえ、債権回収の典型的手段である民事強制執行制度が、どのように債権回収を実現しているかについて注目が

1) 司法解釈とは、「最高人民法院」あるいは「最高人民検察院」が、法律の実施過程で生じた法的問題に対しいかに法を具体的に適用するかについて、一般的な法的効力の解釈を行うことであるが、その形式には、「○○解釈」・「○○規定」・「○○批准」・「○○決定」の4種類がある。司法解釈は中国特有のものである。中国では「改革開放」を打ち出した1978年から各種法制度の整備が始まったが、短時間で多くの新法令を詳細に規定するのが困難で、「詳細より簡潔に」や「熟したものから1つずつ制定していく」といった立法方針を採らざるをえなかった。こうした経緯が、中国で司法解釈というものが生まれる背景となったようである（胡健芳『中国語契約書』（かんき出版、2008年）30～31頁）。

2) 清時代までの民事執行法の立法沿革については、李浩編『強制執行法』（厦門大学出版社、2004年）26～28頁参照。

3) 中国における各時代の民事訴訟法がそれぞれ外国の民事訴訟法を継受した状況については、劉榮軍「中日民事訴訟法比較研究」ICDNEWS 第40号（2009年）44頁以下参照。

集まっているところである。

中国の現行民事強制手続は、財産が十分にありながら債務を弁済しようとなし債務者、あるいは財産が全債務の弁済には不足するかまたは不足するおそれがある「非法人組織」および「個人」に対して、行われる手続である。これに対して、中国の破産処理手続は、「企業法人」たる債務者の財産が全債務の弁済に不足するかまたは不足するおそれがあることを前提とするものである。

要するに、個人破産を認めていない中国においては、民事執行手続は、民事強制執行の機能だけでなく、非法人組織および個人破産の機能も果たしているため、非常に重要な手続なのである。

中国には、前述したように、日本のような整った民事執行法が今のところ存在していない。また執行に関する法律の定めが簡素であり一様でないため、債権回収が困難な状況、すなわち「執行難」の問題が生じている。

このような状況を是正すべく、第9期全国人民代表大会（以下、「全人代」という）常務委員会の立法計画に従い、2000年から、最高人民法院（日本の最高裁判所と相当する）は、民事執行法の立法作業を開始している。2001年12月中旬までに、最高人民法院は草案の第3版を作成し、2003年7月に完成した草案の第4版を審議に付する版として全人代に提出する予定であったが、全人代常務委員会は、現行の民事訴訟法について修正・整備を行うか、または独立した民事執行法を制定するかについて、各方面の意見がまだ不一致であるとして、それを2004年の立法作業計画に含めなかった⁴⁾。

昨年の2011年3月までには、最高人民法院が起草した中国民事執行法草案は、すでに第6版になっている。しかしながら、まだ立法の見込みはない。その間、中国政法大学の学者を中心とする民間の草案もいくつか出さ

4) 最高人民法院の民事執行法草案の起草状況については、潘德咏編『強制執行法の起草と論証（第一冊）』（中国法制出版社、2002年）および黄有松編『強制執行法の起草と論証（第二冊）』（中国人民公安大学出版社、2004年）参照。

れている⁵⁾。中国の独立した民事執行法は、今後、さらに時間をかけて検討され、立法化への途をたどることが予想される。

中国の現行民事執行制度は、執行手続と執行措置が並列するモデルと言える⁶⁾が、それは、日本の民事執行制度とは、具体的にどういう点が異なるのか。また、中国の現行民事執行制度には、日本法には見られない長所があり、例えば、執行猶予と執行和解を設けていることが挙げられる（後述）。これらは、いかなる制度であるのか。本稿は、中国の現行民事執行制度を紹介し、日本の民事執行法との比較および考察を通じて、両国の法がよりよく発展するべく、検討を行うものである。

I. 中国における民事執行制度の概略

1. 民事執行制度の沿革

(1) 清末期以前の民事執行制度

中国の清末期以前⁷⁾の法制度においては、民事法と刑事法との違いが小さかったため、民事債務を履行しない場合にも、刑事制裁の方法が使われていた。このような執行方法は、人的執行を主としたが、『唐律疏議・雜律』⁸⁾の中には、すでに債務不履行に対する人的執行について詳しい規定

5) 中国民事執行法の学者草案については、楊榮馨編『中国強制執行法（試擬稿）』課題グループ編著『強制執行立法の探索と構建——中国強制執行法（試擬稿）条文と釈議——』（中国公安大学出版社、2005年）参照。学者草案にせよ最高人民法院の草案にせよ、何れも民法上の請求権をメインとして設けられたものである。

6) 肖建国「我が国の強制執行法の基本構造を論ずること」『民事訴訟法の模索と構建』（人民大学出版社、2008年）382頁。

7) 清（1636～1911年）。清末期は、アヘン戦争から五四運動（1840年代～1910年代）の頃であり、中国の近代への過度期と考えられている（木間正道ほか『現代中国法入門（第5版）』（有斐閣、2009年）5頁）。

8) 「唐律疏義」は唐の高宗永徽3年（652年）に編纂された唐律であり、魏晋南北朝以来の律を集成しそれに注釈（疏）を付した内容となっている。構成は、衛禁・職制・戸婚・厩庫・擅興・賊盜・鬥訟・詐偽・雜律・捕亡と断獄の12篇、全502条となっている（曾憲義編『中国法制史（第2版）』（北京大学出版社、2009年）34頁）。

が置かれていた。そして、唐時代から、労役に服することを債務の履行に代替する「役身折酬」という執行方法がよく使われたが、清時代までに廃止された。執行機関は、国家機関であったが、明時代より前には、個人が自己の有する債権の範囲で自力救済することは禁止されていなかった。しかし、明時代に入り、自力救済が明文で禁止された⁹⁾。

(2) 清末期の法律改革における民事執行制度

清末期の法律改革運動¹⁰⁾は、中国民事執行制度を現代化することに対し、一定の役割を果たした。この時期には、清政府の修訂法律大臣であった潘家本¹¹⁾が外国の法律専門家¹²⁾を顧問に迎えて、基本法の草案を作って、二千年に渡ってきた旧法を改正し、現代法体系を導入した¹³⁾。基本法の草案には、民事訴訟法と独立した強制執行法が含まれていた。日本の松岡義正が立法顧問として、全418条の『強制執行法(草案)』を起草したが、審議を行わないうちに、清政府が滅亡された¹⁴⁾。

(3) 中華民国時代の民事執行制度

中華民国時代¹⁵⁾初期の法律は、清末期の法律の一部分を継受し、民事

9) 清末期以前の強制執行制度の沿革については、李・前掲注2) 26～28頁参照。

10) 清末期において、政府は外国列強の圧力で、法律改革を進め、政権の延命を図ったが、そのうち、法律を新しく作る作業が急速に行われた。これは「清末期の法律改革運動」と呼ばれている(曾・前掲注8) 62頁参照)。

11) 潘家本(1864～1931年)清末第一流の法学者であり、清末近代的法典の編纂に中心となって活躍した者である(島田正郎『清末における近代的法典の編纂(東洋法史論集第三)』(創文社、昭和55年) 275頁)。

12) 清政府は、近代西洋型法典を編纂するために外国人を招いた。招かれたのは、岡田朝太郎(刑法)・松岡義正(民法)・小河滋次郎(監獄学)・志田鉦太郎(商法)の4人の日本人であった(木間・前掲注7) 13頁)。

13) 劉・前掲注3) 45頁参照。

14) 譚桂秋『民事執行法学』(北京大学出版社、2010年) 17頁参照。

15) 中華民国時代(1928～1948年)は、国民党による統一から中華人民共和国成立までの間である。

訴訟法（草案）もその中に含まれていた。1935年2月1日に、中華国民政府が正式に『民事訴訟法』を公布したが、その中で、仮執行制度が規定された。1940年1月19日に、単独法としての『強制執行法』が公布され、同日に施行された¹⁶⁾。中華民国政府時期の法律は、ドイツや日本の法律を参考にしながら、中国の伝統をも考慮して作られたものである¹⁷⁾。その後、これらの法律は、中華民国政府が1949年に台湾に渡って以降の台湾現行法につながる¹⁸⁾。

（4）中華人民共和国成立以後の民事執行制度

1949年に中華人民共和国が成立すると、中国共産党中央政府は、中華国民政府時代の法律を全部廃棄してしまった。1949年から1978年までの間は、法を軽視していた時期である。この間の強制執行は、主に各地での執行経験・内部規則・習慣に基づいて取り扱われていた¹⁹⁾。

1978年から、中国は改革開放の方針を採用し、同時に法制度の立て直しを急いできた。1978年以降、刑法・刑事訴訟法等の法律が制定され、1982年3月、第5期全国人民代表大会では、『中華人民共和國民事訴訟法（試行）』（以下、「民事訴訟法（試行²⁰⁾）」という）を決議し、1982年10月1日から、正式に施行することにした。民事訴訟法（試行）は1949年以後の中国大陸における最初の民事訴訟法である。この法律は、主に1930年代以後の中国の訴訟習慣や裁判方式を取り入れたが、旧ソ連の民事訴訟制度にも習ったものである²¹⁾。1982年の民事訴訟法（試行）第四編は執行手続である。これは、中華人民共和国成立以後、初めて強制執行制度について系統立てて定めた法律である。

16) 李・前掲注2) 28～29頁参照。

17) 劉・前掲注3) 44頁。

18) 木間・前掲注7) 15頁。

19) 李・前掲注2) 30～33頁参照。

20) ここでの「試行」とは、限時立法という意味である。

21) 劉・前掲注3) 44頁。

1991年、全国人民代表大会は、民事訴訟法（試行）に基づいて、正式な『中華人民共和國民事訴訟法』（以下、「中国民事訴訟法」という）を公布した。1991年の民事訴訟法は、旧ソ連の影響を引き続け受けながら、同時に、日本、ドイツおよび台湾の民事訴訟法をそれぞれ継受したものである²²⁾。中国民事訴訟法には、強制執行の内容が第三編に規律されることになったが、強制執行に関する条文が30条しかなかった。2007年、全人代常務委員会により、執行手続についての改正がなされ、それに関する条文が34条に増えた。

ところで、1990年代中期以降、中国では判決を実現できないという「執行難」の問題がクローズアップされてきた。信用度の低い社会、債務者の財産隠し・遁走あるいは地方保護主義・部門保護主義等がその原因として指摘されてきた²³⁾。

この現象に対処するため、2007年の民事訴訟法改正では、執行協力義務の不履行に対する罰則の強化（中国民事訴訟法103条2項、104条1項）、上級法院による強制執行（同法203条）、債務者に財産状況報告義務を課しこれに違反した場合には過料や拘留を科したり（同法217条）、義務を履行しない債務者には出国制限を科したり（同法213条）する制度の新設等、執行難への対策がなされた²⁴⁾。さらに、執行救済制度について整備された。

2011年10月に公布された『中華人民共和國民事訴訟法修正案（草案）』（以下、「修正草案」という）では、「執行難」の問題を解決するために、民事執行について、以下の改正提案がなされている。すなわち、有効な法律文書の不履行に対する罰金をそれまでの10倍にするというものである（修正草案23条）。執行員が被執行人に執行通知を引き渡し、直ちに被執行人の財産に対し、強制執行できる（修正草案49条）。被執行人あるいは被

22) 劉・前掲注3) 44頁。

23) 「執行難」の原因については、鄭剛「執行難の表現および対策」法学雑誌2002年2期 50～52頁参照。

24) 木間・前掲注7) 258頁。

執行人と他の者と共に執行を免れようとする行為に対する制裁を一層厳しくし、これらの者が犯罪を認めた場合、事件の状況に応じて、罰金・拘留を科し、刑事の責任を追及する（修正草案21条）等である。

2. 現行民事執行制度の法規構成と法体系

（1）法規構成

中国の強制執行制度は、主に三つの部分から成り立っている。まず、民事訴訟法の第三編の執行手続である。次に、中国の特色ともいえる最高人民法院の司法解釈である。そして、民事実体法の中にも含まれる強制執行の構成部分である。

民事訴訟法の第三編に規律されている執行手続の内容は、「一般規定」、「執行の申請と移送」、「執行方法」および「執行の中止・終結」という4章に分かれており、民事訴訟法の201条から234条までの全34条である。なお、同法の第9章「財産保全と先予執行」と第10章「民事訴訟を妨害する行為に対する強制措置」および第26章「財産保全」、第27章「仲裁」にも、民事執行についての内容に関連する条文がある。

法律の規定がとても簡素でかつ網羅的ではないため、実務上のニーズを満足することができない状態が続いた。この問題を解決するために、最高人民法院が法律の適用に関する事項または法律問題等に関する解釈を公表してきた。それがいわゆる「司法解釈」²⁵⁾である。その代表として、『中華人民共和国民事訴訟法』の適用における若干の問題に対する意見（以下、「適用意見」という）、「最高人民法院の人民法院執行手続の若干の問題に対する規定（試行）」（以下、「執行規定」という）、「中華人民共和国民事訴訟法執行手続についての若干問題に関する解釈」（以下、「執行解釈」という）等がある。1998年に制定された執行規定は、執行手続につき、より詳しく規律しており、実務上は非常に重要である。以上のような

25) 司法解釈の意義については、前掲注1) 参照。

典型的な司法解釈の他に、最高人民法院が個別的な事件に対する法律手続の返答と普通の事件に対する特定手続問題の通達も、司法解釈と考えられている²⁶⁾。これらの司法解釈も中国民事執行制度の非常に重要な要素であり、広義の民事執行法の一部として捉えられている²⁷⁾。

(2) 法体系

大陸法系の国々において、民事執行についての立法例は、おおむね三種類に分けられている²⁸⁾。

まず、実現すべき請求権によって体系を分けるモデルである。代表的な国はドイツと日本であるため、中国ではこのモデルを「日独モデル」と呼んでいる。日本の場合、強制執行手続は、実現すべき請求権が金銭債権であるかその他の請求権であるかによって、金銭債権と非金銭債権とに分かれている。金銭債権の執行は、差押え・換価・配当という3段階からなる共通の手続構造を有するが、これに対して非金銭執行は、実現すべき請求権の内容によって手続が異なり、具体的には、物の明渡し・引渡し、作為・不作為、意思表示という種類がある²⁹⁾。中国の独立した民事執行法の草案は、日独モデルを学んで作られたのである³⁰⁾。

次は、執行手続と執行措置を並列するモデルである。このモデルを採用している国の代表的な国は、ペルーである。ここでの執行手続とは、執行開始・執行停止・執行終了・執行救済などの執行措置を行うための手続形態を指しているものであり、執行措置とは、執行法院が執行根拠による確定した権利・義務を具体的に実現する方法・手段であり³¹⁾、例えば、差

26) 劉・前掲注3) 46頁参照。

27) 譚・前掲注14) 26頁。

28) 大陸法系における民事執行法の立法モデルの分類については、肖・前掲注6) 372~375頁参照。

29) 上原敏夫ほか『民事執行・保全法』（有斐閣、2011年）13~14頁。

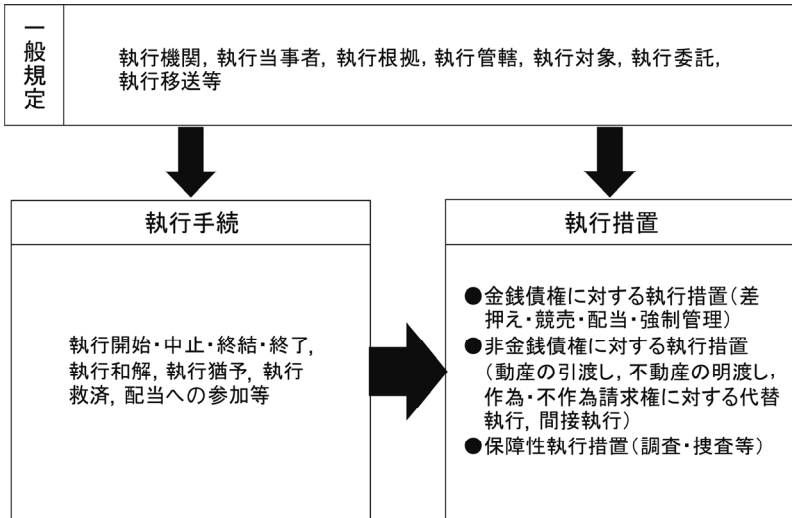
30) 肖・前掲注6) 371頁。

31) 譚・前掲注14) 166~167頁。

押え・換価・配当などである。日独モデルの場合では、執行手続は、具体的執行段階を含むものであるが、これに対して、執行手続と執行措置を並列するモデルの場合では、呼び方の示すとおり、執行手続と執行措置を別のものとして規律しているのである。

最後に、強制執行と破産を兼ねるモデルである。スイスは、その代表である。

民事訴訟法執行編と執行規定の立法体系から見ると、中国現行民事執行制度の体系は、下記の図で表しているように、執行手続と執行措置を並列するモデルに近いものと言えよう³²⁾。しかし、執行措置についての分類は、日独モデルとほぼ同様に、実現すべき請求権によって、金銭債権の執行と非金銭債権の執行とに分かれている。



中国の強制執行の態様は、直接強制・代替執行・間接強制の3種類があり、直接強制と代替執行の意義は、日本法での意義とほぼ同じであるが、

32) 肖・前掲注6) 371頁。

間接強制についての理解は、日本法と少し異なっている（後述）³³⁾。

中国では、「適用意見」302条に、「強制管理」という制度が設けられている。日本における強制管理の執行対象は不動産しかないが、これに対して、中国における強制管理の執行対象は、動産・不動産を問わず、いずれに対してもできる³⁴⁾。

II. 執行手続の一般規定

1. 執行手続の主体

(1) 執行機関

執行機関とは、国家の執行権を行使する権限を有する国家機関、すなわち民事執行の実施を担当する国家機関を言う。執行機関の構成についての立法例には、単一の機関に執行権を集中させる一元的構成と、並立する異種の機関に執行権限を分担させる多元的構成とがある³⁵⁾。

日本の執行機関は、執行裁判所と執行官の二元体制を採用している。執行裁判所は原則として地方裁判所の単独体が構成し、執行官は官署としての地方裁判所に置かれ、独立かつ単独制の機関である³⁶⁾。

これに対し、中国は、一見すると、執行機関の一元体制を採用しているように見える。中国の一元的執行機関とは、「執行局」のことである。執行局は、人民法院（以下、「法院」という）に置かれ、法院の支配の下で、執行を行う。日本の執行裁判所と異なり、法院から独立しておらず、法院の一部分にすぎない。そして、各級の法院³⁷⁾にも、執行機関を設置する

33) 江偉編『民事訴訟法』（高等教育出版社、2007年）480頁参照。

34) 江（偉）・前掲494頁参照。

35) 福永有利『民事執行法・民事保全法（第二版）』（有斐閣、2011年）18頁。

36) 生熊長幸『わかりやすい民事執行法・民事保全法』（成文堂、2007年）17頁以下参照。

37) 「中華人民共和國人民法院組織法」の規定によると、中国の法院システムは、最高人民法院、地方の各級人民法院および軍事法院のような専門人民法院から構成されている。地方の各級人民法院には高級人民法院、中級人民法院または基層人民法院がある。人民法

ことができる。最高人民法院の執行機関は、地方法院の執行機関とも若干異なり、通常は具体的な執行処分を取り扱わず、地方法院に対し業務指導を行う職能を担っている³⁸⁾。地方法院には、執行局が置かれ、執行にあたっては、執行局に属する「執行員」がこれを行う（中国民事訴訟法205条）。

中国の執行局は、人民法院の院長・執行局長・執行員・書記員および司法警察から構成されるが、書記員と司法警察は執行員の執行補助者にすぎないため、自ら執行措置を行う権限がない³⁹⁾。執行員の資格および任免手続についての定めがないので、各級の法院は、運用としては、執行員と法官の資格について、一律に扱っている⁴⁰⁾。中国の執行員は、執行機関の代表として、民事事件の執行を担当している者であり、独立した執行機関ではないが、日本の執行機関としての執行官と異なる。

中国では、民事執行機関の設置についての定めが、それぞれ異なる法律あるいは司法解釈において規律されている。そして、これらの規定の大部分は、マクロ的視点から定められているものであるが、とくに執行機関の内部の機構配置および人員配置についての明確な定め欠ける⁴¹⁾。

以上のような法の欠缺を補うべく、90年代から、各地の法院は、執行局内部の機構配置について、積極的に改革を行ってきた⁴²⁾。まだ異なる体制が存在しているものの⁴³⁾、全国ではおおむね「二廷一室」という体制

ㄨ院の内部は、必要に応じて、立案庭、刑事審判庭、民事審判庭、行政審判庭、審判監督庭（再審機関）および執行局に分かれている。

38) 江（偉）・前掲注33) 427頁。

39) 江（偉）・前掲注33) 428頁。

40) 趙秀拳「執行行為の性質と執行機構の設置を論ずること」『民事訴訟法の模索と構建』（人民大学出版社，2008年）367頁。

41) 譚・前掲注14) 90頁。

42) 代表として、雲南省・浙江省・福建省・黒竜江省などがある。

43) 例えば、湖南省の法院では、2004年から、執行局のほか、民事裁判庭・刑事裁判庭・行政裁判庭と並列する執行裁判庭を設置し、実際では、執行機関の二元体制を採用している（石時態「民事執行機構の重構を論ずること」求索2007年7号147頁参照）。なお、中国では、人民法院の派出機構たる「人民法廷」は、審判機関と執行機関とを区別しておらず、「審・執一体」を実施している。

ができ上っている。「二廷」とは、執行裁判廷と執行実施廷のことであり、「一室」は総合内勤室を指す⁴⁴⁾。

民事執行権は、二種の権力から構成されるものと考えられている。一つは、執行裁判権であり、もう一つは、執行実施権である⁴⁵⁾。この考えに基づいて、執行局が「二廷一室」に分かれている。執行裁判廷は、執行手続において、手続に関する争いあるいは手続に及ぶ実体法上の事項について、判断を下すことを担当する。例えば、執行の開始・中止・終了を裁定すること、被執行者を変更および追加すること、拘留・罰金・捜査等の強制措置に対する審査することなどを行う。それに対し、執行実施廷は、民事執行手続において、執行根拠に基づき、強制措置を具体的に行うことを担当している。そして、総合内勤室は、事務の作業と執行補助を担当し、例えば、鑑定・評価・競売を委託している⁴⁶⁾。

この執行機関に対する「二廷一室」の構造が、実際のところ、単一の執行機関に執行権を集中する一元体制であるか、あるいは異種の執行機関に執行権限を分担する二元体制であると言えるかについては、なお議論がある。

(2) 執行当事者

中国では、執行債権者を「申請執行人」と呼び、執行債務者を「被執行人」と呼ぶ。中国の執行当事者の確定方法は、日本と異ならないと思われる。すなわち、執行手続における当事者は、執行力ある債務名義の正本に表示されているところによって、形式的に確定される⁴⁷⁾。

44) 江必新『民事執行新制度の理解および適用』（以下『理解および適用』）（人民法院出版社、2010年）58頁参照。

45) 張大根「強制執行権研究」潘德咏編『強制執行法の起草と論証（第一冊）』（中国法制出版社、2002年）259頁。

46) 「二廷一室」については、江（必）・前掲注44)『理解および適用』58～59頁、楊凌珊「民事執行権から我が国の民事執行体制の重構を論ずること」法制と社会2009年6号182頁参照。

47) 江（偉）・前掲注33) 430頁。

債務名義の成立によって執行当事者の適格は定まる。しかし、その後、強制執行開始までの間に承継その他の事由により執行適格または被執行適格に変動を生じたときは、日本の場合、新適格者が自己のために、または債権者が新適格者に対して、執行文の付与を受けることができ、その執行正本に基づき強制執行が可能となる⁴⁸⁾。中国の場合、執行機関の裁定に基づいて執行当事者が適格か否かを判断する（執行規定83条）。また、中国では、執行当事者の権利能力・訴訟能力については、特別な規定はないが、民事訴訟法で定めている民事訴訟・判決手続における当事者能力・訴訟能力に関する規定を準用している⁴⁹⁾。

2. 執行根拠と執行管轄

(1) 執行根拠

執行根拠とは、強制執行によって実現される私法上の給付請求権の存在・範囲と債権者・債務者を表示した公の文書である⁵⁰⁾。それは日本の債務名義とほぼ同義である。執行根拠の要件は二つある。一つは、確定した法律文書でなければならないことである。中国の民事執行制度の中には、日本の仮執行宣言制度がない⁵¹⁾ので、執行根拠は確定の法律文書のみである。もう一つは、給付内容のある文書、かつ、法院がその給付内容に対し強制執行権があることである⁵²⁾。

執行根拠は、法院の作成する文書、あるいは法院以外の機関が作成し法院により執行を行う文書である。法院の作成する文書は、確定判決・裁

48) 中野貞一郎『民事執行法（第五版）』（青林書院、2006年）143頁。

49) 楊与齡『強制執行法論』（中国政法大学出版社、2002年）647頁。

50) 江（偉）・前掲注33）428頁。

51) 中国では、日本の仮執行宣言制度にあたるものが存在しないが、事前執行（中国語では「先予執行」）制度はある。事前執行とは、当事者間の権利義務関係が明確で、債務者に履行能力がある場合には、扶養費・養育費・医療費・労働報酬等の緊急を要する費用につき、判決が出される前に事前に一方当事者に一定の財産を給付させるというものである（中国民事訴訟法97条、98条）。

52) 江（偉）・前掲注33）438頁。

定⁵³⁾、確定調解書、支払(支払)督促、法院の許可による裁定・命令⁵⁴⁾を含んでいる。法院以外の機関が作成し法院により執行を行われる文書には、仲裁裁決および公正証書がある⁵⁵⁾。

中国民事訴訟法215条により、執行根拠の有効期間すなわち執行の申請期限は2年とされ、この法定期間内に、執行機関に執行を申し立てないと、強制執行における申立ての権利を失うことになる。これに対し、日本の民事執行法は、執行の申請期限について直接に規律していないが、民法の債権の消滅時効制度を適用している⁵⁶⁾。

執行根拠の執行力が及ぶのは、原則的に執行根拠に表示された当事者であるが、第三者⁵⁷⁾(中国では「案外人」という)が実体法上の原因があれば、執行当事者ともなれる⁵⁸⁾。このような場合は、第三者の「執行承担」と呼ばれている。執行承担には、権利の承継と義務の負担がある。第三者は、法院の裁定により、執行当事者になる。日本の「執行担当」に相応するものである。

(2) 執行管轄

日本では、執行裁判所の管轄は、事物管轄が訴訟物価額によって簡易裁判所または地方裁判所に分かれる。すべて専属管轄であり、職分管轄あるいは土地管轄による区別といったものは存しない⁵⁹⁾。

53) 中国では、裁定は、訴訟手続に関する問題を解決するために法院から作られたものであるが、書面と口頭のいずれも許されている。判決は実体法上の問題を扱うために法院から下された書面の法律文書である。

54) 民事実体法の規定に基づいて、訴訟手続を経ることなく、法院が直ちに非訟手続に従って執行許可の裁定・命令を下すことである。現在、このような場合は二つある。一つは、中国物権法195条により、抵当権を実現する場合である。もう一つは、中国契約法286条により、建物建築工事費用の優先弁済を受ける場合である。

55) 唐徳華『執行法律および司法解釈実務案内』(人民法院出版社、2007年)31頁。

56) 江(偉)・前掲注33)442頁。

57) ここでの第三者は、中国の民事訴訟法により、訴外者を意味する。

58) 江(偉)・前掲注33)431頁。

59) 中野・前掲注48)104頁。

中国の場合、執行手続における法律および司法解釈によると、執行法院の管轄は事物管轄と土地管轄とに分かれており、また、執行根拠の種類によって管轄法院が異なる。要するに、執行根拠が確定判決・決定であれば、第一審⁶⁰⁾の法院または第一審の法院と同級の執行財産所在地における法院は執行法院として執行処分を行うが、執行根拠が確定判決・決定以外の執行証書であれば、債務者の住所地あるいは執行財産の所在地における法院が執行処分を行う（中国民事訴訟法201条）。

各級人民法院における執行管轄事件⁶¹⁾

各級法院	管轄事件
基層法院	<ul style="list-style-type: none"> ① 第一審法院として下した有効な法律文書に対する執行 ② 第一審の法院と同級の執行財産所在地における法院として、第一審法院が下した有効な法律文書に対する執行 ③ 国内仲裁手続で財産保全・証拠保全に対する執行 ④ 上級法院から指定された執行事件 ⑤ その他の場合
中級法院	<ul style="list-style-type: none"> ① 第一審法院として下した有効な法律文書に対する執行 ② 第一審の法院と同級の執行財産所在地における法院として、第一審法院が下した有効な法律文書に対する執行 ③ 中国仲裁機関によって作られた仲裁裁決に対する執行 ④ 中国法院に認められた外国裁判所の判決・外国仲裁機関からの仲裁裁決に対する執行 ⑤ 中国大陸法院に認められた台湾・香港・マカオの仲裁判断と確定判決に対する執行 ⑥ 特許管理機関によって作られた処理・処罰決定に対する執行 ⑦ 省級（日本の都道府県と相当する）以上の政府および税関からの処理・処罰決定 ⑧ 上級法院から指定された執行事件 ⑨ その他の場合

60) 人民法院は、「四級二審」という制度を実施する。いずれの法院も第一審法院になれる。

61) 江（偉）・前掲注33）441～442頁参照。

高級法院	① 第一審法院として下した有効な法律文書に対する執行 ② 第一審法院と同級の執行財産所在地における法院として、第一審法院が下した有効な法律文書に対する執行
------	--

3. 執行の対象

中国では、民事執行の対象は、財産もしくは作為・不作為請求権または物の引渡請求権などである。物（財産）的執行の場合は、原則として債務者の総財産を責任財産として執行を行う⁶²⁾。民事執行の対象とすることができるのは、被執行人の責任財産または一定の財産的利益を反映する行為に限られ、被執行人の人身上の権利を執行の対象とすることは禁止していると解される⁶³⁾。中国民事訴訟法は、被執行人を拘禁・勾留する方法により有効な法律文書によって確定された義務を履行させ、または履行に代えることを認めないが、執行妨害に対する強制措置・保障措置として、人の自由権を制限する拘引・勾留等の方法を認めている。

金銭執行の場合、原則として、債務者の総財産が責任財産となる。ただし、債務者および債務者の家族に対する保護または社会の安定などを考慮して、中国民事訴訟法220条またはその他の法令の定めにより差押えが禁止され、執行財産から除外されるものがある。例えば、債務者等の生活に欠くことができない衣服、寝具などの物品、標準的な世帯の必要生計費（各地の最低の生計費に基づいて確定する）、退職年金等がある。日本民事執行法131条に相応するものである。

Ⅲ. 執行手続の開始と進行

1. 執行手続の開始

中国では、執行手続は、債権者の申立てあるいは執行の移送に基づいて

62) 江（偉）・前掲注33）433頁参照。

63) 斉藤明美『現代中国民事訴訟法』（見洋書房、1992年）101頁。

開始される（中国民事訴訟法212条1項）。執行の移送とは、法院が確定判決・裁定を下した後に、必要と認めるとき、当事者の申立てがなくとも、直ちに判決機関から執行機関に執行を移送することである。法院が職権主義に基づいて執行を移送する場合は、大きく三つに分かれる。まず、扶養義務等に係る金銭債権に対する執行を行うべき場合、次に、民事制裁決定書に対する執行を行うべき場合、最後に、刑事判決の民事財産における部分に対する執行を行うべき場合、である⁶⁴⁾。

金銭執行の手続では、債権者は、執行対象となる債務者の財産を特定しなければ、手続を開始することができない。しかし、債権者が債務者の財産を探すことは容易ではなく、債務名義を取得しても、執行手続を開始することが難しい場合が多い。そこで、以下のように、債務者の財産の内容を調査する手続が用意されている。

中国における債務者財産に対する調査の方法には、主に法院調査、債務者の報告、債権者の調査、懸賞調査などがある⁶⁵⁾。2007年の中国民事訴訟法改正により、債務者の財産報告という制度が設けられた。中国民事訴訟法217条によると、債務者は義務を履行しない場合、現在および執行通知を受けた日から1年前に遡って財産状況を報告しなければならない。債務者が自己の財産を報告することについて拒否あるいは虚偽する場合、人民法院は、事案によっては、債務者ないしその法定代理人、関連する組織の担当者あるいは直接的な責任者に罰金を課し、その者を拘留することもできる。中国の債務者による財産報告という制度は、日本法の財産開示制度に類似している。

そして、債権者は、できるだけ自分が知っている債務者の財産状況あるいはその手がかりを提供しなければならない（執行規定28条）。ただし、債権者がその手がかりを提供することが困難な場合、法院は、債権者の申

64) 江（偉）・前掲注33）443頁。

65) 江必新編著『民事強制執行操作規程』（以下『操作規則』）（人民法院出版社、2010年）121～149頁参照。

立てによっても職権によっても調査すべきであり、あるいは債権者の弁護士に権限を与え調査させることができ、財産状況に不明な部分があっても、それについて債権者を不利に処することは許されない⁶⁶⁾。

懸賞調査については、近年、実務上よく使われ、人気がある調査方法であるが、学界では賛否両論がある⁶⁷⁾。

2. 執行中止・終結

執行中止とは、法律上の事由により、法院が執行を一時的に停止することを言うが、それは、執行手続全体の中止と執行手続の一部に限定した中止とに分けられている。執行中止の法律上の事由は、具体的には、① 執行の申立てと移送とを問わず、債権者が債権の履行延期を許した場合、② 第三者に執行の対象につき異義があり、当該異議が審査を経て、明らかに認められる場合、③ 当事者たる自然人が死亡し、かつ権利・義務の承継人が確定されない場合、④ 当事者たる法人あるいはその他の組織が消滅し、かつ権利・義務の承継について明らかでない場合、⑤ 法院の裁判監督手続に従って元の判決について再審すべき場合、等がある⁶⁸⁾。執行を中止すべき事由が消滅したら、法院は当事者の申立てあるいは職権で執行を続行する。

執行終結とは、法律上の事由により、執行機関が執行を終局的に停止することを言う。以下の事由があれば、執行を終結する。具体的には、① 債権者が執行申立てを取り下げた場合、② 執行根拠とされる法律文書が取り消された場合、③ 債務者たる自然人が死亡し、かつ遺産もなく、承継人もいない場合、④ 扶養義務等に係る金銭債権に対する執行手続において、受益者が死亡した場合、⑤ 債務者たる自然人の生活が窮迫し、取

66) 談一軍「中国における強制執行手続に関する新しい司法解釈の制定」国際商事法務37巻9号2009年1227頁。

67) 江(必)・前掲注65)『操作規則』141頁参照。

68) 江(偉)・前掲注33) 452～453頁参照。裁判監督手続については後掲注91) 参照。

入もなく、労働力も喪失した場合等がある（中国民事訴訟法233条⁶⁹⁾。

なお、執行するときに、執行根拠とする法律文書が実体法に違反している場合、当事者の申立てあるいは法院の職権に基づいて、執行を停止し、調査を経て、その旨が認められれば、法院は執行終了を裁定しなければならない。元の執行根拠の執行力も失われるので、すでに実施された執行手続も取り消されなければならない。これを「執行不許」と言う。執行不許の裁定が効力を生じた後に、当該執行手続が終結する。執行不許の裁定に対する異議があるときに、異議の訴えを提起することができる⁷⁰⁾。

中国では、強制執行手続は、債権者が特定の執行根拠に表示された請求権の完全な満足を得た時に終了する。また、執行不許あるいは執行終結を裁定する時、執行和解合意で債権の完全な満足を得た時に終了する。

3. 執行和解

執行和解とは、執行手続において、債権者と債務者が、債務の履行について自発的にお互いに譲歩し合意に達し、執行手続を一時停止あるいは終了させる紛争解決方法である⁷¹⁾。その合意を「執行和解合意」と言うが、当事者間での和解合意が合法かつ有効であり、すでにその履行が完了している場合、執行が終了する（執行規定87条）。

執行和解制度は、当事者の処分権に基づき設けられた制度である。中国民事訴訟法13条により、当事者は、自らの実体法上の権利と訴訟法上の権利を処分する権能を有する。民事執行手続においては、当事者間の実体的な権利・義務が有効な法律文書にて確定されたにも拘らず、法律は、当事者が確定した実体法上の権利内容を当事者間の話し合いで変更することを禁止していないので、執行和解は、執行手続において、当事者の私的自治を

69) 譚・前掲注14) 198頁。

70) 執行不許については、江（必）・前掲注65)『操作規程』323～324頁参照。

71) 雷運龍「民事執行和解制度の理論基礎」法制論壇28巻6号（2010年）3頁。

認める制度であると言われている⁷²⁾。職権主義を強調する執行手続においては、執行和解制度は、当事者の私的自治を尊重する点で、固有の意義があると考えられている。

執行和解は、当事者が自らの処分権を行使する活動であるので、執行機関および他の組織を中間調停人とすることが許されない⁷³⁾。また、執行和解合意には当事者間の契約としての効力が生じるため、いったん和解合意に従って執行が終了したら、当事者は執行を回復することを申し立てることができなくなる⁷⁴⁾。しかし、実際には、執行員が当事者間の執行和解についてまったく介入しないという場合は少なく、介入する際の方式は、当事者間に話し合いの機会を与え、和解に導こうとするあっせんの形である⁷⁵⁾。

執行和解は、私法上の自治と公法上の強制とを結び合わせる制度であり、その成立の要件は、① 和解合意に達すること、② 執行機関がその和解合意を認めること、である⁷⁶⁾。

執行和解では、① 履行主体、② 目的物および履行金額、③ 履行期限、④ 履行方式という四つの内容に限り、合意に基づき、執行根拠の内容を変更することができる(執行規定86条1項)。なお、当事者は、そのすべての債権あるいは一部の債権について、執行和解を行うことができるが、執行和解合意が債権の一部のみに及ぶ場合、その和解合意の効力は、当該一部の債権の執行のみに及ぶ⁷⁷⁾。執行和解合意は、通常、書面でなされなければならない(執行規定86条2項)。

72) 江(必)・前掲注44)『理解および適用』215頁、丁亮華「執行和解制度若干問題研究」(以下、「和解若干問題」)人民司法2006年12期92頁参照。

73) 江(偉)・前掲注33) 450頁。

74) 譚・前掲注14) 193頁参照。

75) 湯維建=許尚豪「民事執行手続の契約化——執行和解を中心に——」政治と法律2006年1期92頁参照。

76) 丁・前掲注72)「和解若干問題」92頁参照。

77) 江(偉)・前掲注33) 450頁。

執行和解合意は、当事者間にのみ効力があり、執行根拠にならず、強制執行力を持たない。したがって、たとえ和解合意があるとしても、元の執行根拠の効力も失われませんが、元の執行手続はそれによって一時停止あるいは終了する。すなわち、債務者は執行和解を通じて執行猶予の効果をすることもできる。

当事者の一方あるいは双方が、和解合意を完全に履行しないときは、法院は、当事者の申立てに基づいて執行を続行することができるが、和解合意に従って、履行完了部分に対し再び執行をすることができない（中国民事訴訟法266条）。

実際のところ、不正の目的を持っている債務者が執行和解制度を利用して債務の履行を延ばすことが常に生じるが、このような問題を解決するため、執行和解合意に強制執行力を与えるかどうかについては、議論がある⁷⁸⁾。

ただし、中国民事執行法草案の第6版では、すでに執行和解合意の強制執行力を認めている。草案の第6版60条により、当事者双方が元の執行根拠の代替として明確に執行和解で合意した場合、執行法院は、審査を経て認めた後、執行終了を裁定する。一方の当事者が執行和解合意を履行しないときは、相手当事者は、執行和解合意についての強制執行を申し立てることができる。

執行和解は、日本法にはない制度であり、強制執行手続における債権者・債務者間の利害のバランスを再調整することができる中国独自の制度である。債権を柔軟に実現する方法として、中国では非常に重要な役割を果たしている。

4. 執行猶予

執行手続において、債務者が法院に担保を提供し、債権者の同意を得て

78) 江（必）・前掲注44）『理解および適用』227頁参照。

いれば、法院は執行猶予を決定することができる。債務者が期限を過ぎてもなお履行しない場合は、法院は債務者の担保財産または保証人の財産について執行できる（中国民事訴訟法208条）。以上が中国の執行猶予制度である。

執行猶予制度は、債権者の法的利益を十分に保護する上で、債務者にとってかなり重要な意味を持つといえる。

第三者が保証人として債務者のために提供した担保に期限があれば、執行猶予の期限はその担保の期限と同じであるが、猶予期間は1年を超えることができない（適用意見268条）。担保には被担保債権を充足させる額を要し、第三者の提供する担保でも構わない。すなわち、執行猶予には三つの要件があり、① 債務者は担保を立てること、② 債権者の同意を得ること、③ 執行猶予が法院に認められること、である。

執行猶予の効力には、下記の二つがある。第一に、すでに開始された執行手続はすべて一時停止され、新たな執行処分も取り扱われない。第二に、実施された執行処分はそのまま有効であるが、一時停止する期間以内に債務者が任意に履行すれば、執行終了に至る⁷⁹⁾。

執行猶予命令は、その取消し・変更が可能であり、特に債務者が執行猶予を利用して執行財産を移転・隠匿・換金等の執行妨害をするときは、命令が取り消されうる（適用意見268条）。執行猶予は、債務者の申立てに基づいて行われるが、法院は職権でこれを開始することができない。

中国の「執行担保」は、日本民事執行法15条に定められている「担保の提供」という制度とは異なるものである。日本民事執行手続における担保の提供は、当事者の申立てに基づき、執行の停止・続行・取消しの処分、売却、引渡し等を保全する処分等を行うことにより、相手方に生ずべき損害賠償請求権を保障するためになされる制度である⁸⁰⁾。それに対して、

79) 執行猶予の効力については、江（必）編著・前掲注65)『操作規程』342頁参照。

80) 浦野雄幸『基本法コンメンタール民事執行法』（日本評論社、1991年）50頁。

中国の執行担保は、執行手続に入ってから再調整の機会を付与するために、設けられたもの（執行猶予制度）である。

日本法では、少額訴訟においては、3年を超えない範囲内での弁済猶予・分割弁済・遅延損害金の免除の裁判をなす権限を裁判所に与えている（日本民事訴訟法375条）。少額訴訟を選ぶかどうかは、原告に選択権が与えられているところ、原告がこの手続を選択したこと自体から、裁判所にこのような権限を付与することに包括的な同意をなしたものとみなすことができるという点に根拠があるとされており、したがって、一般の民事訴訟においては、このような権限は認められるものではない⁸¹⁾。その意味で、日本法では、そのような手続選択権が存しない場面では、弁済猶予は認められないことになる⁸²⁾。

中国では、強制執行手続に入った後に再調整の機会を付与する執行和解と執行猶予という二つの制度は、一方で債務者の利益を保護しながら、他方で債権者の債権回収負担も軽減できるという点で設けられたものと考えられている。強制執行手続における債権者・債務者間の利害のバランスを再調整する執行ADR制度として存している執行和解と執行猶予は、日本にとっても有益な制度と言えるのではないか。

5. 執行救済

瑕疵執行は、違法執行と不当執行とに分かれている。違法執行とは、手続上の瑕疵のある執行、すなわち手続的に違法な執行であり、これに対して、不当執行とは、手続的には違法な執行ではないが、実体的には不当な執行である⁸³⁾。

日本では、違法執行に対する救済方法としては、関係者は執行抗告また

81) 福永・前掲注35) 104頁。

82) 山本和彦「強制執行手続における債権者と債務者の保護」『権利実現過程の基本構造』（有斐閣、平成14年）301頁。

83) 生熊・前掲注36) 20頁。

は執行異議によってその是正を求めることができ、また違法執行によって損害を受けたときは、国に対して国家賠償を請求することができることが挙げられるが、不当執行に対する救済は、執行機関と権利判定機関の分離という建前から、基本的には、執行手続とは別個の訴訟手続によるのが原則である⁸⁴⁾。例えば、執行債権・担保権の不存在・消滅については、請求異議の訴えまたは担保権不存在確認の訴えがあり、第三者の財産に対する執行に対して、第三者異議の訴えがある。

他方で、中国における瑕疵執行に対する救済は、2007年の民事訴訟法改正以前、第三者異議（中国では「案外人異議」という）しかなかったが、2007年の法改正により、執行異議および第三者異議の訴えが導入され、執行救済制度がさらに拡充された。

(1) 執行異議制度

改正前の中国民事訴訟法では、当事者または利害関係者の合法的な権利が違法執行によって侵害されたときの救済手続は設けられていなかった。2007年の民事訴訟法改正で、202条「執行異議」が追加され、執行異議手続が導入された。

中国民事訴訟法202条により、「執行行為に法律規定の違反がある」という事由で、当事者または利害関係者は、執行異議を提出することができる。ここでの当事者は、債権者または債務者を指すが、執行において執行当事者として追加された者も含まれる。利害関係者は、執行当事者以外で強制執行によって法的権利を侵害された者を指す⁸⁵⁾。法規に違反した執行行為が具体的にどんな執行行為を指すかにつき、法律に明文の規定がないが、執行異議の事由となる執行行為には、実際に行われた執行処分、民事執行の手続に関する裁定・決定・命令・通知等の法律文書の作成、送達

84) 福永・前掲注35) 30頁。

85) 最高人民法院民事訴訟法改正研究グループ（以下、最高法）『中華人民共和國民事訴訟法改正の理解と適用』（人民法院出版社、2007年）164頁。

などが含まれると解されている⁸⁶⁾。そして、ここでの法規には、法律のみならず司法解釈も含まれる。したがって、執行異議の申立人の範囲および執行異議の事由の範囲は広いと言える。これに対し、執行異議の濫用の防止・司法資源を経済的に利用することなどの考えから、執行異議の事由の範囲を限定すべきとの意見がある⁸⁷⁾。

当事者または利害関係者は、違法執行に対し執行異議を申し立てるときは、書面を提出しなければならない。人民法院は、書面による執行異議を受けた日から15日以内に、審査を経て、裁定しなければならない。申立人は、その執行異議の裁定に対して不服がある場合、裁定が送達された日から10日以内に、一段階上級の人民法院に再議を申し立てることができる。

日本では、違法執行に対する救済制度は、執行抗告および執行異議がある。執行抗告とは、民事執行の手續に関する裁判に対する上訴審への不服申立てとしての抗告であるが、執行異議とは、執行裁判所の執行処分で執行抗告ができないもの、または執行官の執行処分およびその遅怠に対して、執行裁判所にその是正を求める不服申し立てである⁸⁸⁾。

したがって、中国の執行異議は、執行機関の執行処分に対する不服申立て（日本の執行異議）や、執行機関の民事執行の手續に関する裁判に対する抗告（日本の執行抗告）をも含む制度だと言える。

（2）第三者異議および第三者異議の訴え

中国の第三者異議および第三者異議の訴えの制度は、民事訴訟法204条に規律されている。この204条は前段・中段・後段という三段落に分けることができる。

まず、中国民事訴訟法204条の前段は、第三者異議の制度について規定

86) 最高法・前掲注85) 128頁。

87) 丁亮華『強制執行の規範解釈——実体法と手続法の間に』（以下、『強制執行の解釈規範』）（中国法制出版社，2011年）176頁。

88) 福永・前掲注35) 36頁。

する。すなわち、「執行中、第三者が執行目的物に対し書面で異議を提出した場合、人民法院は書面による異議を受けた日から15日以内に審査し、異議の理由が認められるときは、当該執行目的物の執行を中止するよう裁定しなければならない。異議の理由が認められないとき、却下するよう裁定しなければならない」とする。これは、中国の第三者異議制度であり、第三者が再審または異議の訴えを利用して実体法上の権利を実現する権利救済の前置手続である。しかし、第三者異議が第三者異議の訴えの前置手続とされていることは、実際には、当事者・第三者の権利実現のコストを増やすものであるとの批判がある⁸⁹⁾。

第三者異議の要件は三つあり、① 第三者により提起されること（ここでの第三者は、執行目的物に対し権利を主張でき、事件の手続に参加している者以外の訴外者を指す）、② 第三者の主張している権利は、強制執行を妨げる権利であること、③ 執行手続が完結される前に提出されること、である⁹⁰⁾。

次に、中国民事訴訟法204条の中段は、第三者異議の裁定に対する不服申立ておよびその手続について規定する。第三者または当事者は、元の判決・裁定に誤りがあると認められるとき、その第三者異議の裁定について不服申立てでき、その場合、裁判監督手続⁹¹⁾（再審）により処理がなされる。ここでの再審の対象は、執行根拠としての元の判決・裁定である。

89) 趙信会「民事執行異議の訴えを論じる」政法論叢（2009年第2期）102頁。

90) 丁・前掲注87)『強制執行の規範解釈』190頁。

91) 中国における裁判監督手続は、日本の再審制度よりも広く裁判の見直しを許すものである。それには、三つのルートがある。① 法院で各級法院の院長は自らの法院の判決等に明らかに誤りがあることを発見した場合、裁判委員会の検討を経て再審を開始する、または、最高人民法院は下級人民法院の判決等に誤りを発見した場合に、下級法院に再審を命じることができる（中国民事訴訟法177条）。② 執行目的物に対し権利を主張する第三者および当事者が効力を生じた判決等に誤りを発見した場合に、原審の1級上の法院に再審を申し立てることができる（中国民事訴訟法178条）。③ 檢察院は同級の法院の判決に誤りを発見した場合、1級上の檢察院に報告し、報告を受けた檢察院が自身と同級の法院に「抗訴」する（中国民事訴訟法187条）。抗訴を受けた法院が法的要件に当該すると判断した場合は、原審法院に再審を命じる。

裁判監督手続により執行救済がなされるという制度は中国特有であろう。

再審手続による執行救済が求められる事件の多くは、特定物交付の事件である⁹²⁾。この場合、再審手続は、第三者が執行目的物に対する実体法上の異議を解決することができ、かつ元の執行根拠の誤りを是正することもできる。

最後に、中国民事訴訟法204条後段は、第三者異議の訴えについて規定する。すなわち、第三者異議が元の判決・裁定と関係がなく、不当執行により自己の利益が侵害された場合、第三者は裁定が送達された日から15日以内に人民法院に訴訟を提起することができる。第三者異議の訴えの法的性質については、確認訴訟説・給付訴訟説・救済訴訟説・命令訴訟説などがある⁹³⁾。最高人民法院は、第三者異議の訴えが一種の新たな訴訟類型であることを認めている⁹⁴⁾。

第三者異議の訴えの管轄は、執行機関の属する法院に専属する（執行解釈18条）。これは日本とほぼ同じである。強制執行の目的物につき有する自己の権利が執行により侵害される旨を主張する第三者は、原告である。さらに、第三者の債権者も、第三者が権利の行使を遅怠すると認める場合、第三者に代わって代位訴訟を提起することもできる。被告は、本来の執行申立てをした債権者であるが、その債務者が第三者の権利を否認した場合、債務者を共同被告に追加することができる（執行解釈17条）。これに対して、日本における第三者異議の訴えの被告は、その執行の債権者であるが、第三者はこの訴えに併合して、債務者に対する強制執行の目的物についての訴えを提起できる⁹⁵⁾。

他方で、中国における第三者異議の訴えは、原則として裁定が送達された日から15日以内に提起しなければならない。すなわち、第三者は、第三

92) 趙晋山「第三者に異議の訴えを提起する権利を与える」人民法院報2007年12月7日第6版。

93) 丁・前掲注87)『強制執行の規範解釈』199頁。

94) 最高法・前掲注85) 148頁。

95) 福永・前掲注35) 92頁。

者異議を提出しなかった場合または執行の裁定が送達された日から15日に訴えを提起しなかった場合は、異議の訴えを提起する権利を失う。これに対して、日本の場合、第三者異議の訴えは、目的物に対する執行開始後その終了前に提起すべきである。両国の規定を比較すると、中国の規定は第三者に対し、かなり酷だと言えよう。

なお、第三者異議の訴えの異議事由は、条文では、第三者が執行の目的物について「強制執行を妨げる権利を有する」ことと規定されている。

異議訴訟の係属期間において、原則として執行が停止されないが、事実関係が明確である場合または第三者が有効かつ十分な担保を提供した場合は、執行が停止される（執行解釈20条）。

(3) 後続の執行救済のルート

中国では、上述した執行救済の手段のほか、後続の執行救済のルートとして、執行回復、国家賠償請求および不当利得返還または損害賠償請求の訴えという方法がある⁹⁶⁾。

① 執行回復：執行回復とは、執行手続における重要な救済制度の一つであり、実質的には再執行である⁹⁷⁾。中国民事訴訟法210条により、執行終了後、執行根拠となった法律文書が法院により取り消された場合、被執行人の法的権利・利益を保護するために、執行財産を取得した者に返還を命じなければならない、その者が返還を拒否するときは、強制執行する。執行回復制度は、強制執行で害された被執行者の権利を是正するために、強制執行する前の状態に回復することであるが、その回復手段も強制執行である。

② 国家賠償請求：強制執行の手続が法に違反していた場合、当事者または利害関係人は、中国民事訴訟法202条により執行異議を提出して、そ

96) 後続の執行救済のルートについては、丁・前掲注87)『強制執行の規範解釈』216～219頁参照。

97) 江偉『中国民事訴訟法の理論と実際』（成文堂、1997年）231頁。

の異議について法院が審査をして、元の執行処分または執行手続を取り消しまたは変更するよう裁定したにも拘らず、執行回復を行うことができなくなるとき、当事者は当該違法執行により受けた損害について、中国の国家賠償法31条に基づき、執行法院に国家賠償責任を追及できる。

③ 不当利得返還または損害賠償請求の訴え：執行手続終了後、違法執行のせいでその利益が害された当事者および利害関係者は、執行異議を通じて救済を得ることができないとき、執行申立人およびその他の執行債権者を被告として不当利得返還の訴えを提起することができ、または債権者を被告として損害賠償請求の訴えを提起することができる⁹⁸⁾。

6. 執行妨害に対する強制措置

執行妨害に対する強制措置とは、法院が執行手続を順調に進めるために、執行妨害を行う者に対して採られた制裁の措置である⁹⁹⁾。中国における現行民事訴訟法第11章は訴訟妨害に対する強制措置について、100条から106条の合計7条で定めている。そのなかには、法廷秩序に違反する行為に対する制裁が含まれているが、その全部を執行手続に用いることができる。なお、執行規定第12章には、執行妨害行為に対する強制措置の適用に関する規律が定められている。2011年の民事訴訟法修正案（草案）は、訴訟妨害に対する強制措置についてさらに整備しているが、特に不履行に対する制裁をより厳しくしている。

中国では、執行妨害行為は、執行規定100条に定められている執行妨害行為のほか、主に被執行人の出頭拒否・履行拒否や違法な方法で借金を取り立てることを含む。要するに、不履行行為および強制執行を順調に進めることを妨げる行為は、すべて執行妨害行為と言われるのである。これに対して、日本では、執行妨害というと、担保不動産にまつわるさまざま

98) 丁・前掲注87)『強制執行の規範解釈』218頁参照。

99) 江（偉）・前掲注33) 466頁。

まな妨害, 手続の進行妨害などを指すが, 特に暴力集団と関係することの多い「占有屋」と呼ばれる執行妨害が大きな問題である¹⁰⁰⁾。両国では, 執行妨害という言い方が同じであるが, 意味するところの範囲は異なる。

中国では, 執行妨害行為に対して, 現行法の下では, 一般的には, 三つの制裁方法があり, それらは拘引・勾留・罰金である。

2007年の改正民事訴訟法ではこれらの制裁に加えて被執行人に対する出国制限などの措置を追加した。被執行人が執行根拠により確定した義務を履行しない場合, 中国民事訴訟法231条に基づき, それに対し, 出国制限・不信記録・メディアでその不履行を公表することなどの制限措置が行われる。また, 2010年に最高人民法院は「被執行人による高額消費の制限に関する若干の規定」という司法解釈を公表した。この規定により, 被執行人が給付義務を履行しない場合, 法院は被執行人による高額消費を禁じることができる¹⁰¹⁾。なお, 執行妨害行為が刑事法にも違反する場合は, 刑事上の制裁をも受けなければならない(中国刑法277条・313条)。

中国では, 被執行人に対する制限措置を法律で明文化する目的は, 国家権力で債務者たる被執行人の不誠実・不信用な行為を抑止し, 「執行難」の問題を解決することにある。ただし, 被執行人に対する制限は基本的な人権に関わるので, その利用の度合い・具体的実施方法については, 問題がいくつも残っている。

100) 林則清ほか編『どう排除する執行妨害』(金融財政事情研究会, 平成8年)30頁。

101) 「被執行人による高額消費の制限に関する若干の規定」3条により, ここでの高額消費とは, 以下の列挙事由を指す。① 交通機関を利用する際に, 飛行機・電車の一等寝台・船舶の二等以上の席, ② 高級ホテル・ナイトクラブ・ゴルフ場等の場所, ③ 不動産の購入・家屋の新築増築・高級な内装, ④ 高級なオフィスブル・ホテル・マンション等の賃借, ⑤ 車両の購入(営業活動に必要なものを除く), ⑥ 旅行。